

戸沢村教育委員会
部活動指導での指導ガイドライン

平成 31 年 4 月
戸沢村教育委員会

戸沢村教育委員会 部活動指導での指導ガイドライン

1 策定の趣旨

部活動は、学区教育の一環として、自主的、自発的に興味と関心をもつ同好の生徒が参加することにより、自己肯定感、向上心、責任感、仲間意識、共同意識、連帯感の涵養等に資するものです。中学校においては、顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に戸沢村の部活動が展開されている。

部活動には、

- ・ 礼儀、あいさつ、ことば遣いを学び、社会人として基本となる資質を身につけること
- ・ 同じ目標に向かい異年齢集団の中で好ましい人間関係の構築することや人間性や社会性を磨くこと
- ・ 成功体験、失敗体験を通して、目標の実現に向かい困難を乗り越える逞しさを育てることなど教育的意義が大きいとされている。

一方では、休養日のない設定や指導の過熱化や行き過ぎた指導などが問題視されている現状が全国的に見受けられる。また、本村においては、少子化により部活動の統廃合等が検討される時期にもなっている。そのような全国的な状況や本村が抱える喫緊の課題の中で、部活動において、バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようにするため、スポーツ庁・文化庁並びに山形県教育委員会が作成した運動部・文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインに則り、望ましい部活動の環境を整備し、学校の実態に応じて最適な形で部活動が実施されることをねらいとして戸沢村教育委員会 部活動指導での指導ガイドラインを策定した。

※本方針は、平成31年 月から適用する。

2 適切な運営のための体制の構築

(1) 戸沢村立戸沢中学校部活動の方針の策定

① 校長の取組

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「戸沢村立戸沢中学校運動部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページへの掲載等により公表する。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保し、適正な数の部を設置するように努める。部活動顧問の配置については、1つの部として複数顧問制を原則とする。場合によっては、部活動の再編を検討する。

ウ 校長は、各部の活動計画及び活動実績の定期的な確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の長時間勤務の解消、ワークライフバランス等の観点から円滑に部活動を実施できるように指導・是正を行う。

エ 校長は、部活動を適切に運営するために、学校の教職員、保護者、地域のスポーツ関係者等で組織される戸沢中学校部活動運営委員会（仮称）を設置し、各部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努めるとともに、部活動の運営や保護者・地域との連携等について理解や協力を求めることが望ましい。

オ 各部活動の運営において、保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるように努める。また、各部活動において、保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

② 部活動顧問・部活動指導員の取組

- ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し校長に提出する。
- イ 運動部においては、スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 部活動顧問及び部活動指導員は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、心身共に成長できる様に指導に当たる。
- エ 顧問は、部活動の位置づけ、教育的意義等を理解し、生徒を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないことやサービスを遵守することを理解し、指導に当たる。
- オ 戸沢村教育委員会は、戸沢中学校の部活動の実情を踏まえ、部活動指導員を任用し、配置する。
- カ 戸沢村教育委員会は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象に、部活動の位置づけ、教育的意義、適切な指導（科学的根拠に基づくトレーニング、暴言・体罰等の禁止）、サービスの遵守等に関する研修等と学校の管理職を対象とする部活動の適切な運用に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 適切な休養日及び活動時間等の基準

① 基本的な考え方

- ア 生徒が運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活が送れるようにすること。
- イ 学習・部活動などの学校生活と学校外の地域活動への参加等と併せて充実したものにすること。
- ウ 上記を踏まえ、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

② 具体的な基準

ア 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週休日に大会等で参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に原則準じるが、特に連続した休養日を設定する。
- ・ 生徒が十分に休養をとることができるようにすると共に、多様な活動に参加できるように休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間

- ・ 平日においては、2時間程度、休業日（週休日含む）は、3時間程度とする。
- ・ 定められた時間の中で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 特別強化期間の設定

- ・ 校長は中体連主催の大会（地区中学校総合体育大会、地区中学校新人体育大会とそれらの上位大会）や中文連及び吹奏楽連盟等が主催する大会（通称：地区吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストとその上位大会）前は、チームワークや技能等の向上を図るため大会の3週間前から強化期間を設けることができる。
- ・ 特別強化期間を設定するに当たり、恒常的な強化期間とならないよう大会等については、上記に限定された大会とすると共に、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。

オ 大会・コンクール・練習試合・合宿等の精選

- ・ 大会・コンクール・練習試合・合宿等については、上記の活動時間を適用しなくてもよいが、生徒の健康安全の確保や心身の負担軽減及び顧問の負担軽減の観点から、実情と照らし合わせ、参加する大会、コンクール等を精査する。

カ 学期中の始業前練習（朝練習）

- ・ 始業前練習は禁止とする。
- ・ 校長が「中体連主催大会」の前や活動場所の割り当て等の事情があると認める場合のみ実施することができるものとするが、内容等を考慮するとともに、上記の一日の活動時間を超えないように配慮する。

③ 学校管理下外の生徒の活動について

ア クラブ等での活動

校長は、担任に対し、部活動に所属せず、学校外のクラブ等に所属し活動している生徒について、その活動実態を把握するよう指導する。

イ 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動

校長は、各部活動顧問に対し、学校管理下外の学校の部活動顧問や外部指導者が指導者となり構成メンバーがほぼ学校の部活動の部員と変わらないメンバーでの活動（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など）について、実態を把握させるとともに、活動日、活動時間については、学校の部活動と合わせて上記②ア、イ、ウの基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。

また、これらの学校管理下外の活動については任意加入となるようチーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

4 部活動における事故防止について

(1) 活動前における配慮事項

① 連絡体制の整備と健康状態の把握

ア 校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動の事故を含む）を確立し、平素から部活動顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。

イ 校長は、各部顧問に対し、生徒の既往症状（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、本人及び保護者と確認しておくよう指導する。

ウ 各部顧問は、活動前に生徒の体調管理を行うなど、事前の事故防止を徹底する。山形県教育委員会で示している以下の資料を顧問並びに学校職員に周知する。

- ・事故発生時の連絡体制、・心停止に対する応急手当
- ・熱中症予防の原則、・熱中症対応フロー

② 安全点検（施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認）

校長は、各部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各部顧問を積極的に講習会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各部顧問が確実に使用できるように努める。

(2) 活動中に配慮すべき事項

① 体調の確認と円滑なコミュニケーション

ア 運動部顧問は、活動中にも生徒の体調管理を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出る事ができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

② 生徒自身の管理

ア 運動部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避する事ができるよう指導する。

(3) 天候を考慮した指導について

校長は、各運動部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

ア 高温・多湿時において、運動部活動などが予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT（暑さ指数）等により環境温度の測定を行い、WBGT31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBGT28℃以上の場合には、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底することとし、活動中に熱中症の疑いある症状が見られた場合には「熱中症フロー」に従い、迅速に対応する。

イ 雨天時にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分配慮する。

※県教育委員会 落雷事故の防止について、落雷基礎知識 参照の上、周知する。